

ジャンボタニシの取扱いについて

蔵関第 1288 号

昭和 59 年 12 月 21 日

標記のことについて、別添のとおり、昭和 59 年 12 月 20 日付 59 農蚕第 6972 号もつて農林水産省農蚕園芸局長から周知方につき依頼があつたので、通知する。

別 紙

59 農蚕第 6972 号

昭和 59 年 12 月 20 日

大蔵省關稅局長殿

農林水産省農蚕園芸局長

ジャンボタニシの取扱いについて

植物検疫の実施に当たつては、常日頃から御協力いただき、誠にありがとうございます。

最近ジャンボタニシと称する大型のタニシ (*Ampullarium* 属に属するもの) が輸入・養殖されていますが、一部の地域でその管理が不徹底のため、ジャンボタニシが水田等農作物に被害を及ぼして問題となつているところであります。

については、ジャンボタニシが今後とも水稻等農作物に被害を及ぼす恐れが強いので、ジャンボタニシを植物防疫法上の有害動物として取り扱うこととしましたので、御了知の上貴局関係機関に対する通知方よろしくお取り計らい願います。